

## 4. 施策の方向性

★は重点取組事項

### 基本の柱Ⅰ 女性が安心して自立して暮らせる社会づくり

女性が日常生活又は社会生活を円滑に営むにあたり、女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多い状況にあります。特に、女性の尊厳を傷つけ、女性の人権を軽視するものである性暴力や性的虐待、性的搾取等は、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げにもなっています。

このため、県民全体で、性暴力や性的虐待、性的搾取等は重大な人権侵害であることをよく理解し、それらを容認しない社会の実現に向け、積極的に取り組んでいくことが必要です。

また、困難な問題に直面した女性が、必要な支援を受けられることを認識していないために、それぞれの状況に応じた最適な支援が受けられないことを防ぐため、幅広く関係機関と連携しながらより届きやすい啓発に取り組んでいく必要があります。

さらに、誰をも被害者にも加害者にも傍観者にもしないため、若年層に対して性暴力等の問題について考える機会を積極的に提供し、予防啓発に取り組むとともに、小さい頃からの人権尊重の精神の涵養のための教育の充実に取り組んでいきます。

#### 【重点取組み】

- ◇ 市町村・関係機関・民間団体と連携しながら、県民全体で、女性の人権に関する意識啓発や若年層への啓発・教育に取り組んでいきます。
- ◇ SNS等多様な媒体を活用して、困難に直面した場合は支援を受けることができることを積極的に周知していきます。

#### 【数値目標】

- ◇ 女性相談窓口の認知度を増加させる。

### 施策の方向1 県民意識の醸成

#### 〔今後の方策①〕 女性の人権に関する意識啓発等の実施 ★

- 市町村・関係機関・民間団体と連携しながら、広報誌やホームページ、マスメディア、SNS等を活用し、女性の人権に関する意識啓発に取り組んでいきます。
- 困難な問題を抱える女性は、年齢、障がいの有無、国籍等を問わず、必要に応じて法による支援の対象者となることを、リーフレットの作成・配布をはじめ広報誌やSNS等多様な媒体を活用して周知していきます。
- 県男女共同参画センター・チェリア\*を中心に男女共同参画社会づくりに向けた啓発に

取り組んでいきます。

主な施策	担当課	取組み概要
困難な問題を抱える女性への支援の周知	子ども家庭福祉課	◆困難な問題を抱える女性が、できる限り早期に相談支援を行う窓口につながるよう、県広報誌、県公式SNS及びリーフレットの配布等の多様な媒体を活用して、県民に積極的に周知。
女性に対する暴力をなくす運動期間(11月)の実施	多様性・女性若者活躍課	◆パープルリボンキャンペーンを展開。パネル展示、ラジオやSNS等による啓発。 ◆市町村と連携し、パープルライトアップ、ご当地キャラによるパープルリボン着用等を実施。
男女共同参画週間(6月)の実施	多様性・女性若者活躍課	◆男女共同参画社会づくりに向けた県民の意識を醸成。 ◆パネル展示、ラジオやSNS等による啓発。
男女共同参画に関する講座等の実施	多様性・女性若者活躍課	◆県男女共同参画センター・チェリアにおいて、男女共同参画に関する知識と考え方を身に付ける講座「チェリア塾」等を開催。 ◆男女共同参画を推進する人材育成、そのネットワーク化を推進。
「犯罪被害者支援県民のつどい」の開催	消費生活・地域安全課 警察本部広報相談課	◆県とやまがた被害者支援センターとの共催による啓発イベントを開催。 ◆犯罪被害者を支える社会づくりに向けた県民の意識を醸成。
犯罪防止対策や女性の人権に関する意識啓発を推進	消費生活・地域安全課 警察本部人身安全少年課	◆性犯罪、売買春、ストーカー行為等の女性への暴力に対して、犯罪防止対策や女性の人権に関する意識啓発を推進。

※山形県男女共同参画センター(愛称:チェリア):男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野に共に参画する豊かな社会「男女共同参画社会」の実現をめざす、活動交流拠点。

### 【今後の方策②】高齢者・障がい者・外国人等への暴力被害予防啓発の推進

- 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年法律第124号)の高齢者虐待、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年法律第79号)の障がい者虐待、また、日本在住の外国人(在留資格の有無を問わない)への暴力被害の潜在化を防止する予防啓発に取り組めます。

主な施策	担当課	取組み概要
高齢者虐待の防止及びその対応に係る研修会の実施	高齢者支援課	◆市町村及び地域包括支援センター職員を対象に虐待の防止及びその対応について研修を実施。
障がい者虐待防止・権利擁護研修の実施	障がい福祉課	◆福祉サービス従事者に対し、家庭内での暴力も含めた虐待への気付きについて研修を実施。

## 施策の方向2 若年層に対する性暴力等被害・加害防止の啓発及び教育の推進

### 〔今後の方策①〕 若年層におけるデートDV等防止のための啓発の推進 ★ (SNS等を活用した若年層への啓発)

- 若年層に対し、デートDV等について考える機会を幅広く提供するため、啓発用リーフレットの配布や出前講座の実施のほか、SNS等若年層にも届きやすい広報媒体を活用しつつ、関係機関や民間団体とも連携し、予防啓発を推進します。

主な施策	担当課	取組み概要
デートDV防止に向けた啓発	多様性・女性若者活躍課	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆デートDVの内容を含んだ啓発用リーフレットを作成し、高等学校、大学等に配布。</li> <li>◆SNS等を使い、ハッシュタグを活用するなど、若者に拡散してもらえらる啓発を実施。</li> <li>◆高等学校、大学等の生徒・学生、教育機関関係者を対象に、暴力の実情や予防啓発などデートDVについての理解や知識を深める出前講座を実施。</li> </ul>
養護教諭の研修における性被害や性暴力等についての研修の実施	スポーツ保健課	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆性被害が疑われる児童生徒への対応を含んだ研修を実施。</li> </ul>

### 〔今後の方策②〕 学校における性暴力等の被害・加害防止に関する教育の充実

- 教育機関と連携しながら、若年層に伝わりやすく、学校の授業（人権教育やいのちの大切さに関する教育等）に活用しやすいリーフレットの作成や啓発の手法を検討するとともに、将来、子ども達が被害者や加害者、傍観者にならないよう、低学年・幼児期からの教育及び啓発を充実します。

主な施策	担当課	取組み概要
男女共同参画意識の醸成	多様性・女性若者活躍課	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆県男女共同参画センター・チェリアにおいて、県内全中学1年生を対象に、青少年期から男女共同参画意識を醸成するために作成したリーフレットを配布。</li> </ul>
健康教育事業の実施	子ども成育支援課	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ライフステージに応じた性と健康に関する健康教育を実施するほか、リーフレットを配布。</li> </ul>
道徳教育地域支援事業及び人権教育研究指定校事業による「いのち」の教育	義務教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆事業実施による、「いのち」の教育を推進。</li> </ul>

「山形県人権教育推進方針」に基づく人権教育の推進による性暴力等の未然防止	義務教育課 高校教育課 特別支援教育課 生涯教育・学習振興課 高等教育政策・学事文書課	◆性による差別を含め、あらゆる差別をしない視点を提示し、個々がお互いを尊重する意識を醸成。 ◆方針概要を踏まえた「学校教育指導の重点」を周知し、学校・家庭・地域の連携による人権教育の取組みを推進。
子どもの健康づくり連携事業において、「いのち・性に関する指導」で講演を実施	スポーツ保健課	◆小・中・高・特別支援学校に各校の健康課題に応じて専門医を派遣。 ◆「いのち・性に関する指導」で講演会を実施。
児童生徒の発達段階に応じた適切な性に関する指導を充実	スポーツ保健課	◆保護者や地域の専門機関との連携を強化し、児童生徒の発達段階に応じた適切な性に関する指導を充実。
「命の大切さを学ぶ教室」を開催	警察本部広報相談課	◆中学校、高等学校等において「命の大切さを学ぶ教室」を開催。
非行防止教室等、少年非行防止活動を実施	警察本部人身安全少年課	◆少年の規範意識の高揚を図るため、各学校において非行防止教室等を開催するほか、各種少年非行防止活動を実施。